

令和3年度第11回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年2月10日（木）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和4年2月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	3番 杉本 和明
4番 徳永 章	5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕
7番 嶋田 正忠	8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦
10番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

1名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	大賀 留美

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

議案第38号 農地の買受適格証明願（転用目的）について

議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 非農地証明交付申請について

議案第42号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第43号 長洲町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

その他

事務局… それでは、おそろいですので始めたいと思います。起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和3年度第11回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

濱北会長… 皆さん、改めまして、おはようございます。

つい先日、2月4日は立春を迎えました。これはあくまでも暦の上ではございますが、まだ朝晩は冷え込みがひどいようです。しかし、今日の熊日の1面にも載っておりました。梅の花が咲き始めて、もう春も間近ということで新聞に載っておりましたが、暦の上では立春ですけど、もうしばらくすると本当に春がそこまで来ているような感じがいたします。

コロナも落ち目になるかなというふうに思っておりますが、なかなか落ち目にならずに、今日の新聞を見ますと、久しぶりに長洲町はゼロでございました。今までずっと2人や3人や5人や6人やらおったのが、本当何日ぶりですかね、このゼロちゅうとは。いつまでもなんか心配が取れないような気がいたします。もうしばらく我慢して今までどおり頑張っていたきたいというように思います。

今日は第11回定例会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長… それでは、本日の出席委員は全員出席されておられます。したがって定足数に達しておりますので、総会は成立することをまず御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長… それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、議案第38号「農地の買受適格証明願（転用目的）について」、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第41号「非農地証明交付申請について」、議案第42号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第43号「長洲町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、3番杉本委員、4番徳永委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。1 ページです。

報告第18号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長… それでは、報告第18号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1 ページ、受付番号が30番、31番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおり合意解約となっております。

以上で報告第18号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、報告第18号は終わりといたします。

次に進みます。

2 ページ、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… 報告第19号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

こちらも簡単ですが、以上で報告第19号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第19号はこれをもって終わります。

次に進みます。3 ページです。

議案第38号「農地の買受適格証明願（転用目的）について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局長… それでは、議案第38号、農地の買受適格証明願（転用目的）について、次のとおり提出いたします。

議案書の3ページ、受付番号が1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。対象地は、レインボーみやのの北側になります。

今回の買受適格証明願につきましては、当該農地が競売のほうに付され、申請人が資材置場への転用をするため、売買による所有権移転を目的としての申請になります。したがって、農地法上の適格性を有しない者が最高価買受人になった場合、農地法第5条の申請ができませんので、御審議をいただくものでございます。許可基準等につきましては、農地法第5条の許可基準と同様になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1ページから4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、令和4年3月18日入札の公売に参加をするためでございます。申請地の農地区分につきましては、第1種農地ですが北側の農地が広がるエリアと高低差があるため、農業機械が容易に移動することができないため、第1種農地の例外規定の分断要因が適用できるというふうに判断をしております。申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可ができると考えております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年5月1日より着工予定、令和4年6月30日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、資材置場としての必要面積として適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないように慎重に施工するということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はございません。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員3番の杉本委員にお願いいたします。

杉本委員… 3番の杉本です。補足説明をいたします。今さっき説明がありましたとおり、申請はレインボーみやののすぐ北側です。以前は麦の耕作がありました。このたび競売にかけられるということで、元の耕作者も耕作をやめられております。この農地に入るために舗装された道路を通らなければ行けません。耕作するのに条件のいい土地とは言いにくい農地と思われれます。今回は資材置場としてちゃんと管理をしてもらえるならば、荒れなくとも何らかの問題はないと思われれます。御審議のほどよろしくお願いたします。

濱北会長… ありがとうございます。杉本委員、すみません、今後は説明するときは立ってお願いします。

杉本委員… すみません。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員… 推進委員の城戸です。先ほどの説明どおり、何ら問題はないと思われれますので、審議のほどよろしくお願いたします。

濱北会長… ありがとうございます。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

増岡委員… すみません、10番増岡。

濱北会長… はい、どうぞ。

増岡委員… この分は、広報などでこういうふうに競売にかけるというのが載ってましたので、私も近くだなどと思って見ておりましたが、これはこの金額、この分で最低20万というのが載せてあったから、もしこれでほかの競売の…、3月18日にほかになかったら、それで落ちるということですか。

事務局… そうです。

増岡委員… はい、分かりました。

濱北会長… ほかにございませんか。なければ、採決をしていいですか。
はい の声有

濱北会長… 議案第38号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第38号、受付番号1番は、原案のとおり決定し、買受適格証明書を交付いたします。

次に進みます。

4ページ、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… 議案第39号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の4ページから7ページ、受付番号41番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積2,729㎡、農作業歴20年の経験があり、家族2人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、耕運機1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で1分程度というところでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては3,097㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号41番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員3番の杉本委員をお願いいたします。

杉本委員… 3番の杉本です。補足説明をいたします。申請地は、信和建設の事務所の裏で、申請者の家の隣になります。以前から申請者が畑をしており、

今回購入されるということで、継続して耕作をされるということですので、問題はないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員… 推進委員の城戸です。こちらも説明のとおり問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、それから担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をいたします。議案第39号、受付番号41番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願ひいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号41番は、原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。

その前に、議案第40号、受付番号17番は、私が所有する農地、案件でございます。進行を会長職務代理者の土山委員にお任せし、一旦私は退席をいたします。よろしくお願ひいたします。

濱北会長退室

土山委員… それでは、8ページです。

議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願ひします。

事務局長… それでは、議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の8ページから11ページ、受付番号17番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は清里小学校南東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の7ページから9ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、通路用地としての売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1

項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年4月1日より着工予定、令和4年5月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、通路用地であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないよう慎重に施工するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するという事でございます。

その他、給排水はございません。雨水は側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号17番の説明を終わります。

土山委員… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。補足説明は、私の担当地区でございますので、私からいたします。

これは譲受人が、以前農地を買ってたんですけど、道路がないということで譲受人に相談して通用口を造ったちゆうことです。これは道があるからこの土地は物すごく価値が上がるんじゃないかと思えます。ただの袋地やったから、ぴしゃっと道路がついてよい農地になっています。すぐ宅地になるんじゃないかなとは思いますが、そういうことです。何ら問題はないと思えます。

補足説明をまた推進委員の坂井推進委員にお願いします。

坂井推進委員… 梅田の坂井です。補足説明をいたします。先ほど説明があったとおり、隣の土地も持ってらっしゃいますので、さほど問題はないかと思えます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

土山委員… ありがとうございます。事務局と農業委員、それに担当推進委員より説明がありました。この件につきまして質疑などはありませんでしょうか。 ありませんか。

ありません の声有

土山委員… なければ、採決を採ります。議案第40号、受付番号17番について、

原案どおり許可相当とすることに賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

土山委員… ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第40号、受付番号17番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは、ここで濱北会長に進行を再び交代いたします。

濱北会長入室

濱北会長… それでは、次に進みます。

12ページです。受付番号18番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長… 議案書の12ページから13ページになります。受付番号18番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は旧長洲保育所東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の11ページから13ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、6区画分の宅地造成に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた農地であるため第3種農地と判断しており、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年4月1日より着工予定、令和4年12月30日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、全ての区画が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないよう慎重に施工するということでございます。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水

ますを設置し、側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号18番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員8番、宮本委員にお願いいたします。

宮本委員… 8番宮本です。こちら出町の陸橋を上ろうとする手前から右側に行った、鉄工所ですかね、ありますところの場所になります。この北側からの写真のように今も雑草が茂っていて、もう周りは住宅が建ち並んでおります。何のあれもないと思いますので、審議のほどよろしく願います。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

濱崎推進委員… 推進委員の濱崎です。今、説明があったとおり、この土地は農地調査のときにも、もう農地に戻すのはちょっと不可能に近いなと思ったところであったので問題ないかと思えます。審議願います。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、採決をします。議案第40号、受付番号18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第40号、受付番号18番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に進みます。

14ページ、議案第41号「非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… 議案第41号、非農地証明交付申請願がありましたので、決定を求めるものでございます。

議案書の14ページ、受付番号1番です。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。説明資料の14ページに現況の写真を載せております。

申請理由につきましては、現地は農地への回復が見込めないため、地目変更を行うものです。土地所有者からの申請による非農地通知書を交付す

るため御審議をいただくためのものがございます。

簡単ではございますが、以上で議案第41号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第41号は、原案のとおり決定し、非農地通知書を交付いたします。

次に進みます。

15ページ、議案第42号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局長… 議案第42号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、16ページが総括表となり、2022年の期間ごとの総括になります。17ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては18ページから20ページ、賃借権が4件、10筆、8,905㎡、期間借地が5件、19筆、1万8,661㎡、使用貸借権1件、2筆、1,065㎡となっております。

以上、議案第42号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、採決をします。議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… 全員賛成です。議案第42号は、原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。21ページです。

議案第43号「長洲町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長… それでは、議案第43号、長洲町農業振興地域整備促進協議会条例第3条第2項第1号の規定に基づき農業委員会へ推薦依頼がありましたので、農業委員会より協議会委員を4名推薦する必要があると思います。

任期につきましては、令和4年3月1日から令和6年2月28日の2年間となります。本協議会は、町長の諮問に応じて農業振興地域整備計画の策定及び変更、整備計画に基づく事業の実施に関することなどで、農業振興地域の整備に関することについての調査及び審議を行います。

委員の構成といたしましては、当農業委員会のほか、農業協同組合、土地改良区の代表と学識経験を有する者で構成をされています。今回、農業委員会のほうに4名依頼が来ておりまして、その推薦をする必要があると思いますので、皆さんで御審議いただき推薦者の選出をお願いするものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。この件について、ただいまから質問、それから推薦者等の候補者は誰かございますか。誰か候補者とか推薦する人がいらっしゃったら。

増岡委員… これ以上のメンバーはいないと思いますけど。女性も入っているし、すばらしい人選だと思いますよ。賛成です。

濱北会長… なければ、私のほうで推薦させてもらっていいですか。

はい の声有

濱北会長… それでは、引き続き、私と土山委員、中嶋委員、宮本委員にお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし の声有

濱北会長… ありがとうございます。それでは採決をします。議案第43号について、私と土山委員、中嶋委員、宮本委員を推薦することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。議案第43号は、私と土山委員、中嶋委員、宮本委員を推薦いたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、その他の意見、何でも結構です。意見がありましたら。

増岡委員… すみません、ちょっとお聞きしたいんですけど、先ほどの競売で資

材置場を置かれた分は、農地のままのあれで、地目は変更しないでそのままということですか。

事務局… いえ、地目を変更されます。

増岡委員… 普通の変更になりますよね。それで、今まで駐車場とかでしとって、1年もせんうちに家が建ったりとかしてる事例がかなりあります。その資材目的以外の分に使われる可能性、変更になる場合なんかはどうなんでしょうかね。建設業だから資材置場は妥当だと思うんです。多分それで使われると思うんですけど、今まで見てたら、あそこみんな、全部農地……、なんかずーっとしてから家屋が建っておりますので、ちょっとそこら辺り懸念するところですけど、今のところ何ら問題はないと思うんですけど、地目変更はされるんですね。

事務局… 地目変更されます。

増岡委員… 分かりました。

濱北会長… ほかに何かないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、事務局のほうから何かないですか。

- 1 農地利用最適化推進大会について
- 2 人・農地プランの進捗状況について
- 3 活動日誌について
- 4 次回の定例総会について
- 5 個人情報等の取扱について

濱北会長… それでは、これをもちまして、令和3年度第11回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局長… 起立。礼。

閉会（終了 午前10時45分）